

# MFJ ロゴマーク使用規定

一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(以下、MFJ)の「協会ロゴマーク」およびMFJの統括する「モーターサイクルスポーツ競技種目ロゴマーク」「全日本選手権種目別ロゴマーク」の著作権はMFJに帰属し、下記の通り、MFJ および、MFJ が使用を認めた場合のみ第三者が使用できる。

## 1. 協会ロゴマーク



MFJの協会ロゴマークは、MFJが使用するほか、MFJ地区専門部会およびMFJ公認主催者が競技会や行事の開催運営に必要な場合のみ使用が許されるものとする。

報道機関がスポーツ報道を行う場合、MFJ特別会員、賛助会員がモーターサイクルスポーツの普及振興に係る広報活動を目的とした使用においては、使用申請書の提出によりMFJの許可を得て使用できるものとする。(ただし、申請内容によっては許可されない場合がある)

## 2. モーターサイクルスポーツ競技種目ロゴマーク/全日本選手権種目別ロゴマーク

(ロードレース・モトクロス・トライアル・エンデューロ・スーパーモト・スノーモビル)



※上記以外に全日本選手権シリーズレイアウト/クラス各種あり

MFJが統括するモーターサイクルスポーツ競技種目ロゴマーク、および全日本選手権種目別ロゴマークは、下記の用途に限り使用が認められる。

(1) 事前にMFJへロゴマークの使用許可申請が必要なケース(申請内容により認められない場合がある)

- ① MFJ特別会員、賛助会員の企業および団体のモーターサイクルスポーツの普及振興を目的とする広報活動
- ② MFJと商品化契約を結んだスポンサー企業の商品および販売

企業や商品などの宣伝、出版物の宣伝告知、キャンペーン活動など営利目的で行う活動では、ロゴマークは原則としてMFJ、またはMFJと契約を締結したスポンサー企業以外は使用できない

(2) MFJへの使用許可申請が不要なケース

- ① MFJ地区専門部会、およびMFJ公認主催者が、MFJ公認競技会の大会運営に関わる製作物(競技役員用ウェア、賞典物等)ならびに当該競技会の告知(雑誌、WEB広告、バナー等)を行う場合

※公認講習会、スクール、試乗会、承認競技会は対象外

※種目ロゴマークを使用する場合、公認主催者として認められた種目のみ使用可能

- ② メディアでの報道

MFJメディア規定に定める報道媒体での利用においては、ロゴマークの使用許可申請・掲載報告は必要としない

ただし、媒体発行者が法人格を有する報道機関等のインターネット上での課金による有料情報提供を行う場合は、ロゴマーク等の使用はできない。また、WEBデザイン(アイコンや挿し絵等)として使用することはできない

※商業目的の物品、出版でのロゴマーク使用は使用料がかかるため、事前にMFJに問い合わせること

## 3. ロゴマークの使用禁止事項

- (1) 上記でMFJが使用を認める以外の用途
- (2) 個人での使用
- (3) 全ての営利目的での許可なき使用
- (4) モーターサイクルスポーツやMFJに関わる個人または団体を誹謗中傷する目的で行うあらゆる場所のロゴマーク使用
- (5) 自費出版物、ならびに個人・グループ等任意で行うインターネット(WEBサイト、SNS等すべて)での使用
- (6) 課金による有料情報提供を行うインターネットでの使用
- (7) 報道機関(メディア)が行うインターネットであっても「スポーツ報道」と異なる内容での使用
- (8) 挿絵等のデザインでの使用
- (9) ログodataの二次使用および第三者へのログodata譲渡やインターネットへの無許可でのアップロード